

10 福岡県知事選挙・福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報要綱および実施要領

45選管発第 636 号
昭和46年 3 月27日

各市区町村選挙管理委員会委員長殿

福岡県選挙管理委員会
委員長 宮崎 時 春

県知事、県議会議員選挙における投票および開票状況の速報について

昭和46年 4 月11日に執行される県知事、県議会議員選挙における投票および開票状況の速報については、別添「県知事、県議会議員選挙投・開票速報要綱」および「県知事、県議会議員選挙投・開票速報実施要領」により実施することとしたので、各市区町村選挙管理委員会においては、これが迅速かつ正確に行なわれるよう特段のご協力をお願いします。

県知事、県議会議員選挙投・開票速報要綱

1 目的

公職選挙法第 6 条第 2 項の規定により、市町村選挙管理委員会（以下「市町村選管」という。）および報道機関の協力のもとに、選挙人に投・開票の結果を速報し、選挙に対する関心の高揚を図るとともに、選挙速報の円滑化に寄与することを目的とする。

2 県知事、県議会議員選挙投・開票速報本部の設置

- (1) 県知事、県議会議員選挙の投・開票速報を実施するため、福岡県産業貿易館（福岡市天神 1 丁目 1 番 1 号）3 階に「県知事、県議会議員選挙投・開票速報本部」（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部に本部長および本部員若干名をおく。本部長は福岡県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）の委員長を、本部員は報道機関の代表者および県選管の書記長等をもってこれにあてる。
- (3) 本部は、投・開票の速報にあたって県選管と常に連携を密にして速報の万全を期する。

3 本部の投・開票速報事務

本部の事務は、市町村選管から投票結果および候補者別得票数の速報を受信し、これを点検、集計のうえ発表する。

(1) 投票速報

① 速報の系統

投票速報は、別紙 1 の県知事、県議会議員選挙投・開票速報系統図により行なう。各市区町村選管からの投票速報現在時刻等は次のとおりとする。

回数	投票速報現在時刻	摘 要
1	9時	集計後直ちに発表
2	11時	〃
3	14時	〃
4	16時	〃
5	17時30分	〃
6	結 了	〃（自治省報告）

② 発表時刻

中間速報は、投票速報現在時刻に従い5回、結了報告は、各市町村選管からの速報の集計がまとまり次第（自治省に報告後）直ちに発表する。

③ 発表方法

市区郡別に集計し、（自治省に報告後）報道機関に対してのみ発表する。

(2) 開票速報

① 速報の系統

開票速報は、別紙1の系統により行なうものとする。各市町村選管が本部に対して行なう速報の手続きは、県知事、県議会議員選挙投・開票速報実施要領（以下「速報要領」という。）による。

② 発表時刻

ア 即日開票については、別紙2の開票速報発表時刻のとおり、知事選挙については午後9時から発表を開始し、午後10時までは1時間ごとに、午後10時以後は、結了するまで30分間隔で発表する。

県議会議員選挙については午後9時から発表を開始し、結了するまで1時間間隔で発表する。

イ 翌日開票については別紙2の開票速報発表時刻のとおり午前10時から発表を開始し、知事選挙については開票が結了するまで30分間隔で、県議会議員選挙については、開票が結了するまで1時間間隔で発表する。

③ 発表方法

即日開票、翌日開票ともに知事選挙については市区郡別に県議会議員選挙については選挙区ごとにそれぞれ集計し、（自治省に報告後）各報道機関に対してのみ発表する。

4 市町村選管の投・開票速報事務

(1) 投票速報

市町村選管は、中間速報にあつては別に定める速報要領により速報受信時刻に、結了報告にあつては結了後直ちに、それぞれ投票の結果を本部に速報する。

(2) 開票速報

市町村選管は、中間速報にあつては別に定める速報要領により速報時刻に、開票が結了した場合は結了後直ちに、それぞれ開票の結果を本部に速報するものとする。

(3) 北九州市各区の選管は市の選管を経由して本部に速報するものとする。

5 速報の統一

速報は、本部において一括して行なう。

市区町村選管は、投票および開票の速報は本部に対してのみ行ない、それ以外の速報は一切行なわないものとする。

ただし、本部の発表時刻以降にこれを発表することは差し支えない。

6 本部の速報事務処理体制

(1) 本部に総務班、受信班および集計班を別紙3のとおり配置し、速報要領に定める投・開票速報の事務処理にあたるものとし、事務従事者には県選管の職員および臨時雇用者をもってあてる。

なお、審査班は県庁地方課内におく。

(2) 各班の事務

ア 総務班

総務班は、市町村選管からの速報に関する調査、照会、集計班から回付された投票結果および候補者別得票数の点検、自治省に対する報告、報道機関に対する発表、庁内掲示ならびに投・開票結果のコピー事務に従事し、あわせて各班の連絡調整にあたる。

イ 受信班

受信班は、各市町村選管からの投・開票速報を受信し、集計班に回付する。

ウ 集計班

集計班は、受信班から回付された投・開票速報の各事項について点検後、集計用紙に転記し、集計のうえ総務班に回付する。

エ 審査班

審査班は、市町村の各開票管理者からの開票結果の報告を別に指示するところに従い、審査、点検、照会を行なう。

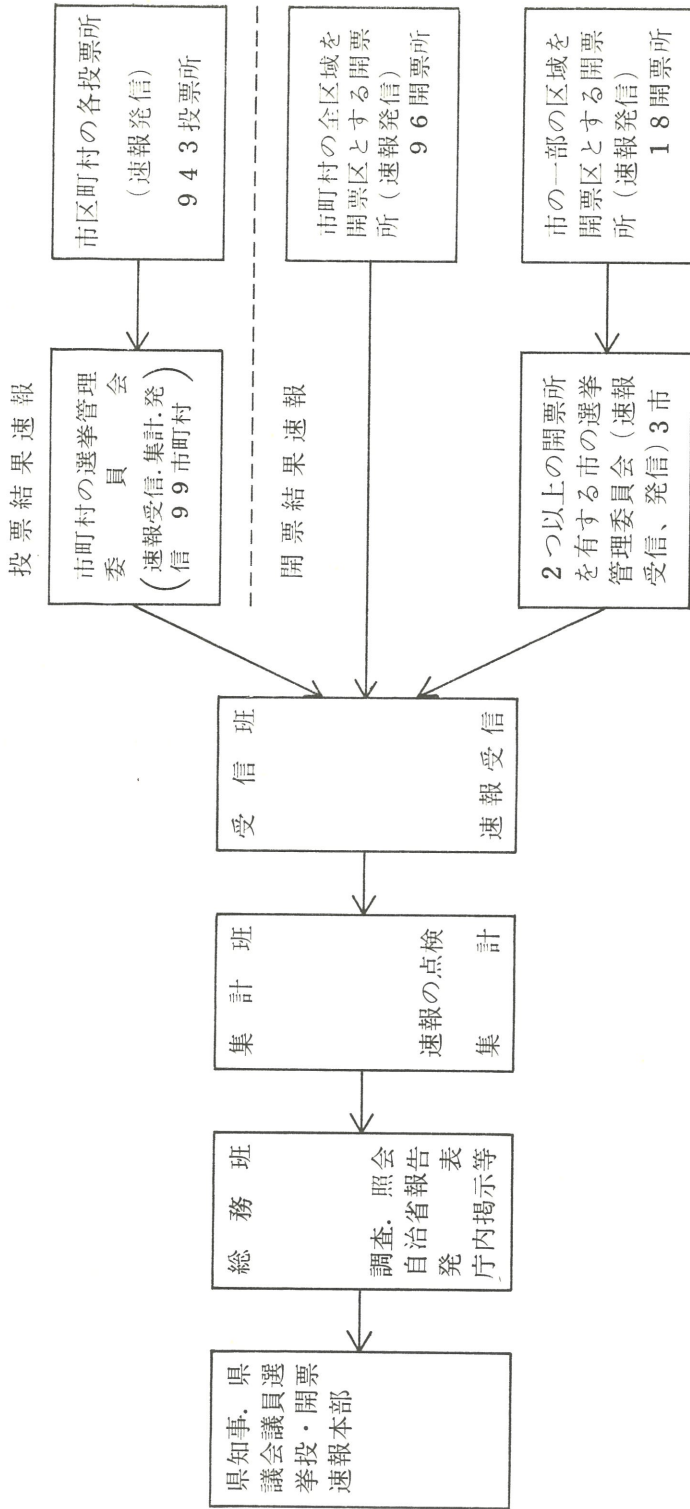
7 臨時電話の架設

投・開票速報を実施するため、本部に4月10日から4月12日までの3日間臨時電話23基を架設し、別紙3のとおり配置する。

8 速報本部会場の規制

本部会場には、関係者以外の立入を制限する。

県知事、県議会議員選挙投・開票速報系統図



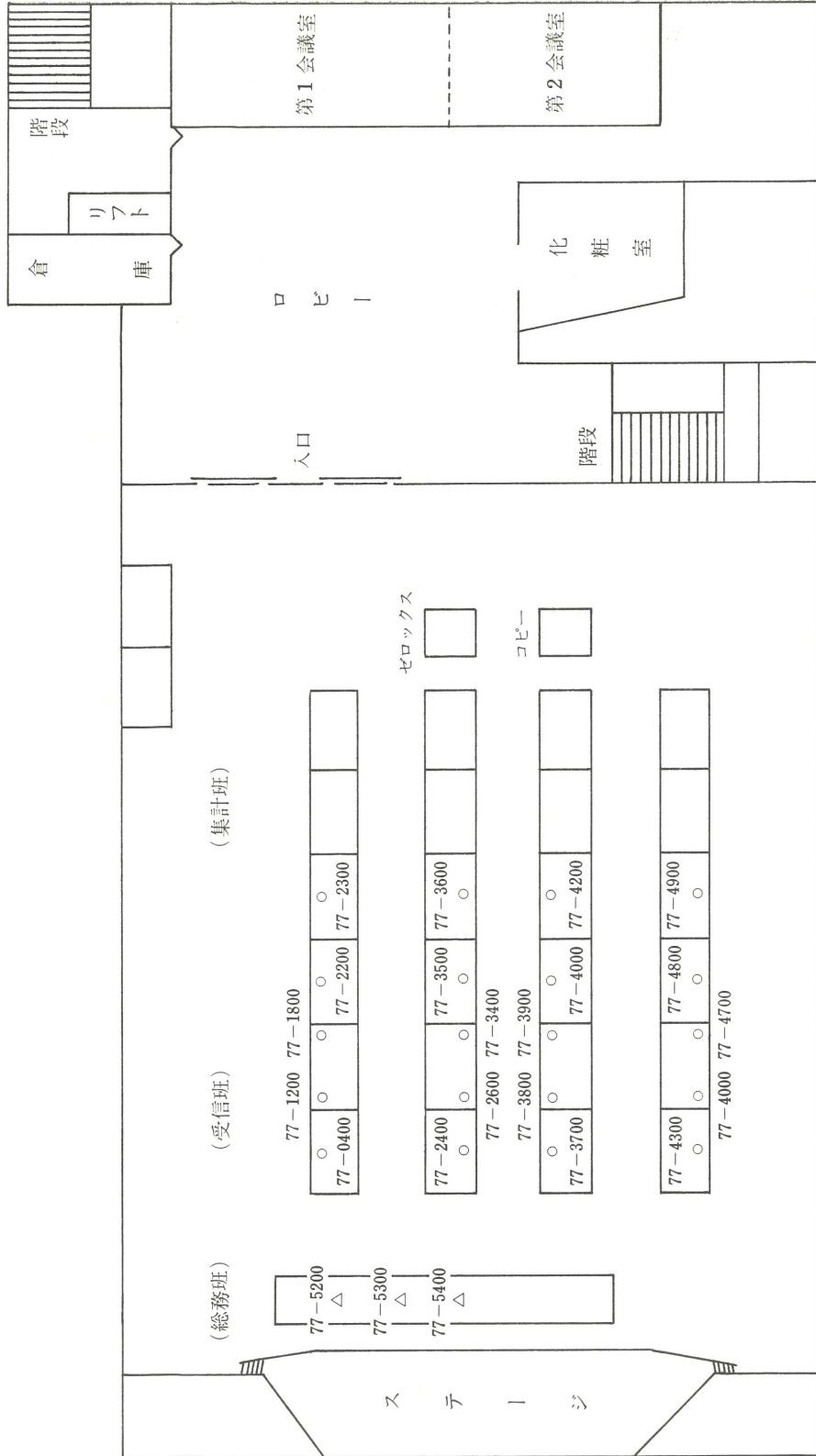
別紙 2

開票速報発表時刻

即日開票			翌日開票		
月日	回数	開票速報発表時刻	月日	回数	開票速報発表時刻
4 月 11 日	1	21:00	4 月 12 日	1	10:00
	2	22:00		2	10:30
	3	22:30		3	11:00
	4	23:00		4	11:30
	5	23:30		5	12:00
	6	0:00		6	12:30
	7	0:30		7	13:00
	8	1:00		8	13:30
4 月 12 日	9	1:30		9	14:00
	10	2:00		10	14:30
	11	2:30		11	15:00
	12	3:00		12	15:30
	13	3:30		13	16:00
	14	4:00		14	16:30
	15	4:30		15	17:00

本部における投、開票速報事務処理体制

(福岡県産業貿易館 3階催場)



- (注)
1. 図中の臨時電話のほかに県庁地方課内に (092) 77-4501・77-4471 の臨時電話がある。
 2. 開票結果報告の密査班は県庁地方課におく。
 3. ○印は指定電話を、△印は予備電話を示す。

県知事、県議会議員選挙投・開票速報実施要領

4月11日執行の県知事、県議会議員選挙における投・開票速報は次の要領により実施する。

1 当日有権者見込数の速報

(1) 当日有権者数の範囲

当日有権者は市区町村の選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者をいい、次の者は含まれない。

- ① 抹消されている者
- ② 失権の表示がなされている者
- ③ 転出の表示がなされている者

(2) 速報の系統および事務分担等

速報は、別紙(1)により4月10日午前10時から12時までの間に、本部から直接各市町村選管に電話で報告を求めるとして、各市町村選管は直ちに報告できるよう準備を完了して待機しておく。

報告は、別紙第1号様式の(a)欄から(e)欄までを報告する。

本部は、別紙第2号様式により受信し、別紙第3号様式に転記し、集計する。

2 投票速報

(1) 速報の系統および事務分担等

速報の系統および事務分担等は別紙(2)のとおりとする。

(2) 速報の回数および速報時刻等

速報の回数および速報時刻は次表のとおりとする。

ただし、県議会議員選挙については、結了報告のみとする。

速報の 区分	回数	速報 現在時刻	速報(受信)時間		速報本部 集計時間	備 考
			開始時刻	終了時刻		
中間 速 報	第1回	9時	9.00	9.20	9.20～9.50	本部集計がまとまり次第、直ちに報道機関に対して発表する。
	第2回	11時	11.00	11.20	11.20～11.50	
	第3回	14時	14.00	14.20	14.20～14.50	
	第4回	16時	16.00	16.20	16.20～16.50	
	第5回	17時30分	17.30	17.50	17.50～18.20	
結了 報告		結了後直ちに知事選挙および県議選挙の投票結果を本部に報告すること。				自治省に報告後発表する。

(3) 速報の要領

① 中間速報

速報開始時刻になれば別紙(2)の投票速報系統および事務分担表により本部から各市町村選管に電話をかけて、速報を求めるとして、各市町村選管は、投票者数の集計を終了し、いつでも速報に応じられるよう速報用電話は他との通話を一時中止して待機しておく。

② 結了報告

投票結果の集計が完了したときは、直ちに、各市町村選管から本部に対して別紙(2)の事務分担表に指定している電話により19時30分までに速報すること。19時30分までに報告できない各市町村は、すみやかに集計のうえ別紙(2)の予備電話によって報告する。

(本部の速報用電話《指定電話》は19時30分以降は開票速報に用いるので使用しないこと。)

③ 速報事項

中間速報は、知事選挙についてのみ別紙第1号様式の投票結果速報用紙の事項中、(f)欄、(h)欄を別紙第6号様式により集計のうえ報告すること。

本部は、別紙第5号様式により受信し、別紙第6号様式により集計し、発表する。

結了報告は、市町村選管から、知事選挙および県議選挙について、それぞれ別紙第1号様式の事項中(e)欄、(b')欄、(e')欄、(f)欄、(d)欄、(h)欄および不在者投票者数{(f)のうち(1)+(5)}を別紙第6号様式により集計のうえ報告する。

なお、投票率(h)欄については、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位を四捨五入する。)を報告する。

本部は知事選挙および県議選挙ともに、それぞれ別紙第5号様式により受信し、別紙第6号様式により集計し発表する。

3 開票速報

(1) 速報の系統および事務分担等

① 中間速報

即日開票を行なう市町村には別紙(3)により、また翌日開票を行なう市区町には、別紙(4)により、それぞれ本部から直接市町村選管へ電話をかけて報告を求める。

③ 結了報告

開票が結了した場合は、直ちに、即日開票については別紙(3)の指定電話により、翌日開票については別紙(4)の指定電話により、それぞれ市町村選管から本部へ報告すること。

(2) 速報の要領

① 中間速報

イ 別紙(5の1)、(5の2)、(5の3)、(5の4)および(6)の開票速報受信時刻に、本部から電話をかけて報告を求めるので、各市町村選管はあらかじめ知事選挙および県議選挙の開票結果の集計を終え、速報用電話の使用を中止して直ちに速報に応じられる体制を整えておく。

ロ 報告は、1市町村1開票区の市町村にあつては、知事選挙については別紙第7号様式により、県議選挙については別紙第11号様式により、それぞれ行なう。

2以上の開票区を有する市区にあつては、開票所から市区選管への速報は別紙第7号様式(知事)および別紙第11号様式(県議)によって行ない、市区選管は知事選挙については別紙第8号様式により、県議選挙については別紙第11号様式により集計のうえ報告する。

速報すべき事項は各候補者の得票数およびその合計数についてのみ報告する。

ハ 速報にあたって注意すべき事項

a 得票数に変化がない場合

開票速報受信時刻において、候補者の得票数に変化がない場合は、前回速報時の得票数を報告すること。

b 速報受信時刻までに開票所からの報告がない場合

2以上の開票区を有する市区において、速報受信時刻までに報告がない開票区があるときは、当該開票区については、前回の得票数により集計する等、指定の速報時刻に速報できるようにしておくこと。

c 本部は、知事選挙については別紙第9号様式により受信し、即日開票は別紙第12号様式により、また翌日開票は別紙第13号様式により、それぞれ集計し発表する。

県議選挙については、別紙第10号様式により受信し、別紙第11号様式により集計のうえ発表する。

② 結了報告

市区町村の開票が結了したときは、市町村選管は直ちに本部に電話をかけ、知事および県議選挙の各候補者の得票数等を報告する。

報告は、1市町村1開票区の市町村は、知事選挙については別紙第7号様式により、県議

選挙については別紙第11号様式により報告する。

2以上の開票区を有する市区は、知事選挙については別紙第8号様式により、県議選挙については別紙第11号様式により、それぞれ集計のうえ報告すること。

報告する事項は、上記各様式の事項中すべての事項について報告すること。

投票人総数と投票総数とが異るときはその理由を備考欄に明記し報告すること。

本部は、知事選挙については、別紙第9号様式により受信し、別紙第14号様式により集計し発表する。

県議選挙については、中間速報同様別紙第10号様式により受信し集計のうえ発表する。

(3) 受信、発信の要領

① 候補者氏名および得票数の読みかた

市町村選管から本部へ報告する場合は、候補者の得票数については、たとえば「^{フタジユウ}2 ^{ロクマン}6
^{ナナセン}7, ^{ゴヒヤク}5 ^{フタジユウ}2 ^{ヨン}4」と読みあげ本部が復唱するときは、候補者の氏名については、その姓のみを読みあげ得票数については「^ニ2 ^{ロク}6 ^{ナナセン}7, ^ゴ5 ^ニ2 ^{ヨン}4」と読みかえすものとする。

② 候補者の得票数が全くないときは「零」と、候補者が死亡者である場合および立候補の辞退とみなされた場合は、「欠番」と報告する。

③ 開票終了後の措置

開票の結了報告が終了後においても、当該報告に関して照合することがあるかも知れないので、速報責任者は（区）役所、町村役場または開票速報場所に約30分間程度待機しておく。

④ 質疑応答用電話の指定

開票速報の訂正、質疑等の連絡には必ず予備電話を使用すること。

4 開票結果の報告

開票結果に関する調書の提出および審査は次の要領で行なう。

ただし、県議選挙の開票結果報告についての審査は、早良町および高田町を除く各町村についてのみ行なう。

(1) 報告書類審査の日程

① 即日開票の市町村については（別紙(7)の開票結果報告審査事務分担表により）4月12日午前9時から午後4時までの間

② 翌日開票の市区町については4月12日午後4時から午後7時までの間、および4月13日の午前中（11時まで）

③ 別紙(7)の開票結果報告審査事務分担表により県庁地方課において審査を行なう。

(2) その他

① 開票結果の報告にあたっては、質疑に対して十分回答できる職員を派遣すること。

② 開票結果報告の際提出する書類は次のとおりである。

- 送付書（開票管理者から選挙長へ）
- 開票録の写
- 投票者調

当日有権者見込数速報系統および事務分担表

(4月10日午前10時~12時)

総務班

集計班

県知事、県議会議員選挙投・開票速報本部

担当事務	係	員
速報内容の 調査、照合	松	本
	鍋	田
	中	島

担当事務	係	員
速報の点検 および集計	宮	本
	平	田
(個票とり)		
(臨職)		
	吉	村
	溝	口
	波	呂

担当事務	係	員
リコピ－	吉	武
	(臨職)	
	西	村

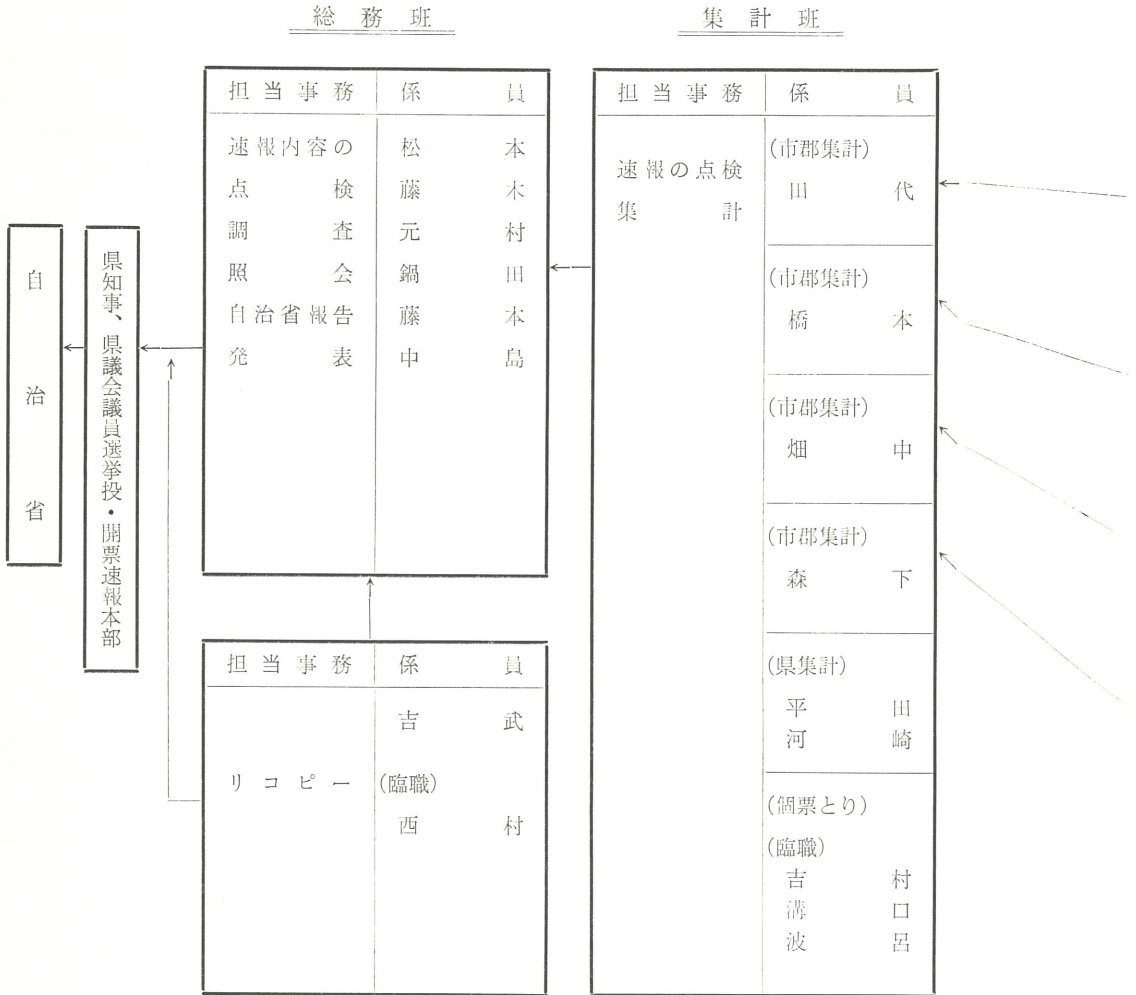
受 信 班

速報本部 電話番号	区分 担当者名	市 町 村 名					
		1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班
77-0400	坂 口	福岡市	久留米市	大牟田市	直方市	飯塚市	
77-1200	青 木	北九州市 (5区)					
77-1800	湊	田川市	柳川市	山田市	甘木市	八女市	
77-2200	稲 吉	筑後市	大川市	行橋市	豊前市	中間市	
77-2300	戸 次	筑紫野町	太宰府町	春日町	大野町	那珂川町	早良町
77-2400	笹 渕	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町	
77-2600	杉 本	志賀町	古賀町	久山町	粕屋町	宗像町	
77-3400	熊 本	福岡町	津屋崎町	玄海町	大島村	芦屋町	
77-3500	竹 尾	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町	
77-3600	山 辺	宮田町	若宮町	桂川町	稲築町	碓井町	
77-3700	渡 辺	嘉穂町	筑穂町	穂波町	庄内町	潁田町	
77-3800	田 原	杷木町	朝倉町	三輪町	夜須町	小石原村	宝珠山村
77-3900	大 坪	前原町	二丈町	志摩町	吉井町	田主丸町	浮羽町
77-4000	池 田	北野町	小郡町	大刀洗町	城島町	大木町	三潞町
77-4200	宮 崎	黒木町	上陽町	立花町	広川町	矢部村	
77-4300	河 北	星野村	瀬高町	大和町	三橋町	山川町	
77-4600	上 野	高田町	香春町	添田町	金田町	糸田町	
77-4700	横 山	川崎町	赤池町	方城町	大任町	赤 村	
77-4800	元 村	菊田町	犀川町	勝山町	豊津町	椎田町	
77-4900	藤 本	吉富町	筑城町	新吉富村	大平村		

- (注) 1. 予備電話 77-5200、77-5300、77-5400
 2. 質疑等は予備電話を使用すること。

投票速報系統および事務分担表

(4 月 11 日)



受 信 班

速報本部 電話番号	区分	担当者名	市 町 村 名					
			1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班
77-0400		坂 口	福岡市	久留米市	大牟田市	直方市	飯塚市	
77-1200	(福高商生)	伊 島	北九州市 (5区)					
77-1800		立 山	田川市	柳川市	山田市	甘木市	八女市	
77-2200	(福高商生)	有 田	筑後市	大川市	行橋市	豊前市	中間市	
77-2300		湊	筑紫野町	宇美町	古賀町	玄海町	小竹町	
77-2400	(福高商生)	吉 住	太宰府町	篠栗町	久山町	大島村	鞍手町	
77-2600		入 江	春日町	志免町	粕屋町	芦屋町	宮田町	
77-3400	(福高商生)	地 頭 江	大野町	須恵町	宗像町	水巻町	若宮町	
77-3500		熊 本	那珂川町	新宮町	福岡町	岡垣町	糸田町	
77-3600	(福高商生)	緒 方	早良町	志賀町	津屋崎町	遠賀町	川崎町	
77-3700		前 田	桂川町	三輪町	北野町	矢部村	赤池町	
77-3800	(福高商生)	加 賀 谷	稲築町	夜須町	小郡町	星野村	方城町	
77-3900		池 田	碓井町	小石原村	大刀洗町	瀬高町	大任町	
77-4000	(福高商生)	岡 本	嘉穂町	宝珠山村	城島町	大和町	赤 村	
77-4200		末 松	筑穂町	前原町	大木町	三橋町	菊田町	
77-4300	(福高商生)	谷 川	穂波町	二丈町	三潞町	山川町	犀川町	
77-4600	(福高商生)	富 山	庄内町	志摩町	黒木町	高田町	勝山町	
77-4700	(福高商生)	大 鶴	瀬田町	吉井町	上陽町	香春町	豊津町	築城町
77-4800	(福高商生)	上 山	杷木町	田主丸町	立花町	添田町	権田町	新吉富村
77-4900	(福高商生)	北 川	朝倉町	浮羽町	広川町	金田町	吉富町	大平村

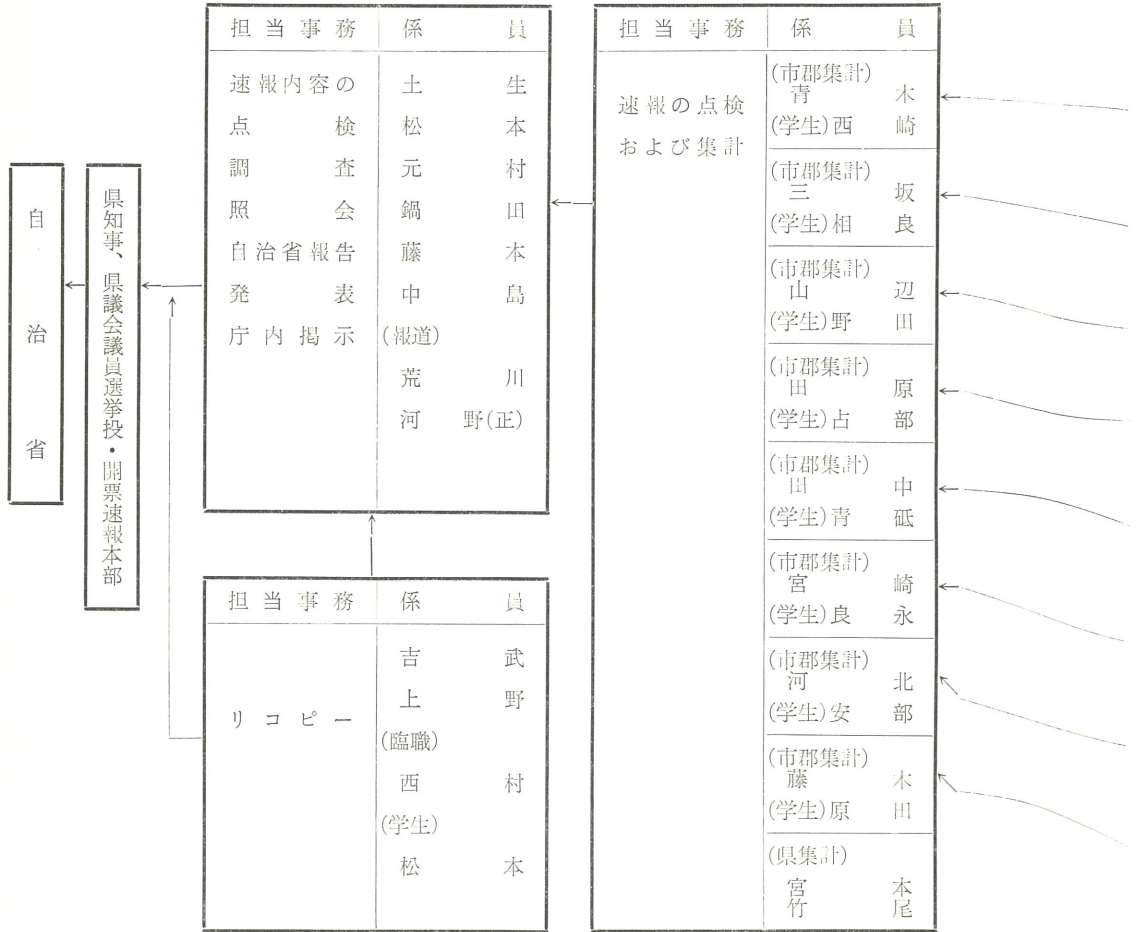
- (注) 1. 予備電話 77-5200、77-5300、77-5400
 2. 投票終了報告が19時30分以後になるときは予備、電話を使用すること。

即日開票速報系統および事務分担表

(4月11日～12日)

総務班

集計班



受 信 班

速報本部 電話番号	区分	担当者名	市 町 村 名					
			1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班
77-0400		坂 口	直方市	筑後市	豊前市			
77-1200		箴 島	筑紫野町	太宰府町	春日町			
77-1800		稲 吉	大野町	那珂川町	早良町			
77-2200		笹 測	宇美町	篠栗町	志免町			
77-2300		太 田	須恵町	新宮町	志賀町			
77-2400		中 富	古賀町	久山町	粕屋町			
77-2600		戸 次	宗像町	福岡町	津屋崎町	玄海町	大島村	
77-3400	(学生)	田 口	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町		
77-3500	(学生)	浦 崎	小竹町	鞍手町	宮田町	若宮町		
77-3600	(学生)	豊 田	杷木町	朝倉町	三輪町	夜須町	小石原村	
77-3700	(学生)	梅 田	吉井町	田主丸町	浮羽町	宝珠山村		
77-3800		杉 本	前原町	二丈町	志摩町	高田町		
77-3900	(学生)	檜 崎	城島町	大木町	三潞町			
77-4000	(学生)	波 田 野	瀬高町	大和町	三橋町	山川町		
77-4200		渡 辺	香春町	添田町	金田町	糸田町		
77-4300		大 坪	川崎町	赤池町	方城町	大任町	赤 村	
77-4600	(学生)	本 田	菊田町	犀川町	勝山町	豊津町		
77-4700		森 山	椎田町	吉富町	築城町	新吉富村	大平村	
77-4800	(学生)	中 原	八女市	大川市	北野町	小郡町	大刀洗町	
77-4900	(学生)	内 村	黒木町	上陽町	立花町	広川町	矢部村	星野村

- (注) 1. 予備電話 77-5200、77-530077-5400
 2. 質疑等は必ず予備電話を使用すること。

翌日開票速報系統および事務分担表

(4月12日)

総務班

集計班

自治省

県知事、
県議会議員選挙投・開票速報本部

担当事務	係	員
速報内容の 点検 調査 照会 自治省報告 発表 庁内掲示	土鍋藤中	生田本島

担当事務	係	員
リコピー	吉 (臨職) 西	武 村

担当事務	係	員
速報の点検 および集計	平河	田崎
	(個票とり) (臨職) 吉溝波	村口呂

受 信 班

速報本部 電話番号	区分 担当者名	市 町 村 名					
		1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班
77-0400	坂 口	福 岡 市					
77-1200	立 山	北九州市 (小・門)					
77-1800	熊 本	久留米市					
77-2200	池 田	大牟田市					
77-2300	(福高商生) 伊 島	飯 塚 市					
77-2400	(福高商生) 有 田	山 川 市					
77-2600	(福高商生) 吉 住	柳 川 市					
77-3400	(福高商生) 地 頭 江	甘 木 市					
77-3500	(福高商生) 緒 方	行 橋 市					
77-3600	(福高商生) 加 賀 谷	中 間 市					
77-3700	(福高商生) 岡 本	山 田 市					
77-3800	(福高商生) 谷 川	桂 川 町					
77-3900	(福高商生) 富 山	稲 築 町					
77-4000	(福高商生) 大 鶴	碓 井 町					
77-4200	(福高商生) 上 山	嘉 穂 町					
77-4300	(福高商生) 北 川	筑 穂 町					
77-4600	(福高商生) 橋 富	穂 波 町					
77-4700	(福高商生) 藤 井	庄 内 町					
77-4800	(福高商生) 小 金	穎 田 町					
77-4900	河野(道)	北九州市 (若・八・戸)					

- (注) 1. 予備電話 77-5200、77-5300、77-5400
 2. 質疑等は必ず予備電話を使用すること。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
21.30	22.00	22.30	23.00	23.30	0.00	0.30	1.00	1.30	2.00	2.30	3.00	3.30	4.00		

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
21.33	22.03	22.33	23.03	23.33	0.03	0.33	1.03	1.33	2.03	2.33	3.03	3.33	4.03		

開票速報受信時刻一覧表(即日開票)

班別	速報本部 電話番号	速報回数			1	2
		発信先市町村名	局番	電話番号		
3 班	77-0400	豊前市	09798	3627		
	77-1200	春日町	58	1131		
	77-1800	早良町	092954	2682		
	77-2200	志免町	092935	1005		
	77-2300	②志賀町	092973	6706		
	77-2400	粕屋町	092938	2311		
	77-2600	津屋崎町	094052	1234		
	77-3400	岡垣町	093282	0271		
	77-3500	②宮田町	094932	1284		
	77-3600	三輪町	094622	3996	20.06	21.06
	77-3700	浮羽町	094377	内59 2111		
	77-3800	大刀洗町	094276	※ 36		
	77-3900	三瀨町	094264	3020		
	77-4000	三橋町	094472	5232		
	77-4200	金田町	097422	0498		
	77-4300	方城町	094722	0520		
	77-4600	勝山町	093032	※ 2		
	77-4700	築城町	093052	0019		
77-4800	②前原町	092022	2431			
77-4900	立花町	094301	※ 31			
予備 電話	77-5200	77-5300	77-5400			

- (注) 1. 午後8時から開票を開始する市町村(②印)は第1回目の速報は要しない。
 2. ※印は準即時電話を示す。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
21.36	22.06	22.36	23.06	23.36	0.06	0.36	1.06	1.36	2.06	2.36	3.06	3.36	4.06		

開票速報受信時刻一覧表(即日開票)

班別	速報本部 電話番号	速報回数			1	2
		発信先市町村名	局番	電話番号		
4 班	77-2600	玄海町	094062	※ 23	20.09	21.09
	77-3400	遠賀町	093293	1238		
	77-3500	②若宮町	094952	※ 1		
	77-3600	夜須町	094642	※ 220		
	77-3700	宝珠山村	094672	※ 38		
	77-3800	高田町	094422	5614		
	77-4000	山川町	094462	4144		
	77-4200	②糸田町	094702	※ 370		
	77-4300	大任町	094763	※ 100		
	77-4600	豊津町	093033	※ 30		
	77-4700	新吉富町	09798	2637		
	77-3800	②二丈町	092025	0131		
77-4900	広川町	094332	0106			
5 班	77-2600	大島村	094072	※ 6054	20.12	21.12
	77-4200	小石原村	094674	※ 1		
	77-4300	赤村	094762	※ 6		
	77-4600	②大平村	097972	※ 5		
	77-4700	②志摩町	092027	0133		
	77-4800	矢部村	094347	※ 1		
6 班	77-4900	星野村	094304	※ 4	20.15	21.15
予備 電話	77-5200	77-5300	77-5400			

(注) 1. 午後8時から開票を開始する市町村(②印)は第1回目の速報は要しない。

2. ※印は準即時電話を示す。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
21.39	22.09	22.39	23.09	23.39	0.09	0.39	1.09	1.39	2.09	2.39	3.09	3.39	4.09		
21.42	22.12	22.42	23.12	23.42	0.12	0.42	1.12	1.42	2.12	2.42	3.12	3.42	4.12		
21.45	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15	0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15		

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
10.00	10.30	11.00	11.30	12.00	12.30	13.00	13.30	14.00	14.30	15.00	15.30	16.00	16.30	17.00	

開票結果報告審査事務分担表

即日開票分		翌日開票分	
担当者	市郡名	担当者	市郡名
田代 藤木	大川市・筑紫郡 早良郡・粕屋郡 宗像郡・糸島郡 三浦郡	青木 箴島	福岡市 久留米市
		三山 坂辺	北九州市(5区)
末松 畑中	直方市・筑後市 遠賀郡・鞍手郡 朝倉郡	宮崎 大坪	大牟田市 飯塚市 田川市 柳川市 甘木市 行橋市 中間市
荒川 森下	八女市・浮羽郡 八女郡・三井郡 山門郡		
入江 前田	豊前市・三池郡 田川郡・京都郡 築上郡		
湊	山田市・嘉穂郡		
審査時間	4月12日(月) 午前9時～午後4時	審査時間	4月12日(月) 午後4時～午後7時 4月13日(火) 午前8時30分～午前11時

(第1号様式)

当日有権者見込数報告
投票結果速報

昭和46年4月11日執行
福岡県知事選挙

(投票者調)

転記		集計	
----	--	----	--

市(区)町村 (中間)第 回 時 分現在
投票区 (結了) 時 分結了
開票区

区 分		男 女 別	男	女	計
昭和46年3月16日現在選挙人名簿登録者数		(a)			
昭和46年3月17日以降登録者数		(b)			
昭和46年3月17日以降抹消者数		(c)			
失 格 者 数		(d)			
選挙当日の有権者見込数		(e)			
選挙当日の補正登録者数		(b')			
選挙当日の有権者数		(e')			
同上 の内	投 票 者 数	(f)			
	棄 権 者 数	(g)			
投 票 率 (f/e')		(h)			
(f) の 内	(1) 不受理又は、拒否の決定をうけない不在者投票数				
	(2) 点 字 投 票 数				
	(3) 代 理 投 票 数				
	(4) 仮 投 票 数				
	(5) 不在者投票中不受理又は拒否の決定をうけたものの数				
備 考					

1. 選挙当日の有権者見込数は、(a)欄～(e)欄までを速報のこと。
2. 投票の中間速報は(f)欄(h)欄を速報のこと。
3. 投票の結了報告は(e)欄～(h)まで、および(f)の内の(1)欄、(5)欄の合計について速報のこと。

受信時刻 _____ 時 _____ 分
発信 _____

受信者 _____

発信者 _____

(第2号様式)

昭和46年4月11日執行
福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般

選挙当日有権者見

(昭和46年)

区分 市区町村名	(a) 昭和46年3月16日現在選挙人名簿登録者数			(b) 昭和46年3月17日以降登録者数		
	男	女	計	男	女	計

- (注) 1. 数字は点線の枠内に書くこと。また、たての点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。
2. 受信時間、受信者、発信者(市町村速報担当者)および点検者の氏名を記入すること。

(第3号様式)

昭和46年4月11日執行
福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般

当日有権者見

区分 市区町村名	(a) 昭和46年3月16日現在選挙人名簿登録者数			(b) 昭和46年3月17日以降登録者数		
	男	女	計	男	女	計

計						

込数速報聞取用紙

4月11日現在)

受信時間 時 分

受信者	
発信者	
点検者	

(c) 昭和46年3月17日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計

込数集計用紙

(集計責任者)

(c) 昭和46年3月17日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第5号様式)

昭和46年4月11日執行
 福岡県知事選挙
 福岡県議会議員一般

投票速報
 (中間)

(注) 数字は点線の枠内に記入すること。また縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入する。

区分 市区町村名	(e) 選挙当日の有権者見込数			(b') 選挙当日の補正登録者数			(e') 選挙当日の有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第6号様式)

昭和36年4月11日

選挙

投票結果速

区分 市区町村名 (投票区名)	(e) 選挙当日の有権者見込数			(b') 選挙当日の補正登録者数			(e') 選挙当日の有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
計									

聞 取 用 紙

結 了)

中間速報 時 分現在
 結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率 $(\frac{f}{e})$			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

報 集 計 用 紙

(集計責任者)

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率 $(\frac{f}{e})$			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第7号様式)

昭和46年4月11日執行

福岡県知事選挙

開票速報用紙

(候補者得票調)

受信者	
発信者	

(開票区)

中間速報 第 回
結了報告

時 分現在
時 分結了

届出順位	所属党派	候補者氏名	候補者得票数
1	無所属	たがや真稔	
2	無所属	亀井光	
(イ) 候補者得票数の合計			
この欄は開票終了の場合の確定報告 についてのみ必要である。	(ロ) 法第68条の2第1項の投票中按分不能のもの及び切り捨てられた投票数		
	(ハ) 有効投票数 { (イ) + (ロ) }		
	(ニ) 無効投票数		
	(ホ) 投票総数 { (ハ) + (ニ) }		
	(ヘ) 投票人総数		
備考			

(注) 点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。

(第9号様式)

昭和46年4月11日執行
福岡県知事選挙

開 票 速 報
(候 補 者)

(注) 得票数は点線の枠内に記入すること。また縦の点線の右側は1000未満の数字を記入すること。

市区町村名	届出 順位	1	2	(イ) 候 補 者 得 票 数 の 合 計	(ロ) 法第68条の2第1 項の投票中按分不 能のもの及び切り 捨てられた投票数
	所属 党派	無 所 属	無 所 属		
	候補者 氏名	たがや 真 稔	亀 井 光		

(第10号様式)

昭和46年4月11日執行
福岡県議会議員選挙

開 票 速 報
(候 補 者)

(選挙区) (定数 人)

市区町村名	届出 順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	所属 党派									
	候補者 氏名									

聞 取 用 紙
得 票 調)

中間速報 第 回 日 時 分 現 在
結了報告 日 時 分 結 了

受信者	
発信者	
点検者	

(イ) 有効投票者数 (イ) + (ロ)	(ニ) 無効投票者数	(ホ) 投票総数 (イ) + (ニ)	(ヘ) 投票人総数	摘 要

聞 取 用 紙
得 票 調)

中間速報 第 回 時 分 現 在
結了報告 時 分 結 了

受信者	
発信者	

10	11	(イ) 候補者 得票数 の合計	(ロ) 法第68条の 2第1項の 投票中按分 不能のもの 及び切捨て られた投票 数	(イ) 有効投票数 (イ) + (ロ)	(ニ) 無効投票数	(ホ) 投票総数	投票人 総数	摘 要

(第11号様式)

昭和46年4月11日執行
福岡県議会議員一般選挙

開 票 速 報
(候 補 者)

(選挙区) (定数 人)

市区町村名 (開票区名)	届出順位	1	2	3	4	5	6
	所属党派						
	候補者氏名						
(即日開票分)							
計							

市区町村名 (開票区名)	届出順位	16	17	18	19	20	21
	所属党派						
	候補者氏名						
(即日開票分)							
計							

(注) 市区(町村)における集計に用いるときは(即日開票分)欄は記入する必要はないこと。

11 明るく正しい地方選挙推進事業要綱

自治管第119号

昭和45年11月20日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省行政局選挙部長

明るく正しい統一地方選挙推進運動要綱について

明年4月に執行予定の統一選挙について、地域住民の自治意識を高めるとともに明るく正しい選挙の実現を目指し、別紙のとおり「明るく正しい統一地方選挙推進運動要綱」を定めたので、下記事項に留意のうえ、この運動を推進するよう願います。

なお、貴管下市区町村選挙管理委員会に対しても十分ご指導願います。

記

- 1 この運動は、この統一地方選挙によって70年代の地方自治がひらかれるという意義を強調し、「70年代の自治をひらく運動」として推進すべきものであること。
- 2 この運動は、自治意義の希薄化の著しい都市部における啓発活動に重点を置くこと。
- 3 この運動は、過去の選挙において投票率の著しく低い青年層に対する啓発活動に重点を置くこと。
- 4 この運動の推進にあたっては、自治省、公明選挙連盟、明るく正しい選挙推進全国協議会および市区町村選挙管理委員会との連絡調整をはかり、効果的な推進に努めること。
なお、都道府県選挙管理委員会連合会、六大市選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、公明選挙連盟および明るく正しい選挙推進全国協議会の五団体においても、この運動についての要綱が定められているので、十分参照されること。
- 5 この運動は、昭和45年度の明るく正しい選挙推進啓発事業において実施すること。また、必要に応じて各都道府県の単独事業および昭和46年度の明るく正しい選挙推進啓発事業において実施すること。

(別紙)

明るく正しい統一地方選挙推進運動要綱 (70年代の自治をひらく運動)

(趣旨)

明春に執行を予定されている統一地方選挙は、わが国の地方自治の確立発展のため、きわめて重要な意義を有する。1960年代の急激な社会、経済の発展に伴い、地域社会は過疎過密およびこれに伴う種々の困難な問題をかかえている。これらの問題を解決し、真に豊かな住みよい地域社会を実現するためには、地域住民の自治意識、政治意義の発揚が必要であることはいうまでもなく、また高い見識と強い実行力を持つ新しい時代の要請にふさわしい人を代表者として選ばなければならない。そこで、全有権者が、こぞって、高い自治意識と豊かな政治常識を身につけ、統一地方選挙において自覚ある一票を行使するよう全国的な「70年代の自治をひらく運動」を強力に展開するものとする。

(重点目標)

1 自治意識を高める運動

地方自治の健全な発展は、地域住民の高い自治意識と積極的な参加によってはじめて実現される。一方、地域社会の一体性は、特に都市部では非常に希薄化している。

そこで、地域住民の日常生活に密着した問題を取り上げて、自治意識を呼び起し、参加を求めようとする。運動を行なうものとする。

2 青年層の積極的な投票参加運動

地域社会の将来のにない手である青年層が、地方自治の確立発展のために重要な役割をはたすべきことはいうまでもない。しかしながら、青年層の投票率は、過去数回にわたる国の選挙で非常に低い成績になっている。そこで、青年層が地方選挙の重要性を十分に理解し、こぞって投票に参加できるような運動を行なうものとする。

3 きれいな選挙の推進運動

地方選挙は、とかく情実や義理人情のからんだ投票や買収、供応が行なわれるきらいがある。こうした悪い習慣を排除し、有権者が自由にして明るい投票をすることができるようにするとともに、正しい選挙のルールを周知徹底させ、金のかからない選挙を推進するような運動を行なうものとする。

(事業のすすめ方)

- 1 自治省は、総理府、警察庁、法務省、文部省、最高検察庁、都道府県選挙管理委員会連合会、六大市選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、公明選挙連盟、明るく正しい選挙推進全国協議会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟などの関係団体と密接な協力のもとに、この運動を全国的に展開するものとする。このため、これらの団体を構成員とする「明るく正しい地方選挙推進連絡本部」を設置するものとする。

都道府県においても、その実情に応じてこれに準ずる措置をとるものとする。

- 2 都道府県および市区町村の選挙管理委員会は、関係行政機関、明るく正しい選挙推進協議会、青年団、婦人団体、P.T.Aなどの関係団体および報道機関との密接な協力のもとに、この運動の浸透をはかるものとする。

- 3 明るく正しい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を生かし、真に実効ある実践活動を行なうものとする。

このため必要に応じて行動力の活発な青年層を構成員とするなど実情に即した組織の整備を行なうものとする。

- 4 新聞、放送などの報道機関との密接な協力体制を確立し、事業の共催、後援などを依頼するとともに、積極的に資料、情報の提供を行ない、この運動に対する住民意識の高揚をはかるため世論の喚起を促すものとする。

(実施事業)

以上の方針に基づき、この運動を実効あるものとするため、次の事業を実施するものとする。

1 公明選挙連盟の行なう事業

- (1) 青年層を対象とした政治意識調査
- (2) 全国の主要映画館における啓発スライドの上映
- (3) 地方選挙の知識に関するパンフレットの配布

2 明るく正しい選挙推進全国協議会

- (1) 「私たちの広場」特集号の発行
- (2) 地方自治に関するパンフレットの配付
- (3) 明るく正しい選挙を実現するための実践活動の積極的な実施
- (4) 全国の有線放送施設に対する啓発用ソノシートの作成、配布
- (5) 統一地方選挙に対する国民の関心を高めるための標語の募集

明るく正しい統一地方選挙推進運動要綱

＝70年代の自治をひらくために＝

70年代は内政の時代になるであろうといわれている。公害をどう防除するかをはじめとし、交通の安全、塵芥やし尿の処理、道路、上下水道、公園などの公共事業の推進、米作の調整など地方政治。行政はまに転機にさしかかっている。これをにやう理事者や議員を選ぶ第7回統一地方選挙が来年4月に行れわる。

地方自治の明日をひらくために、この選挙を明るくきれいなものとするよう強力な運動を展開するものとする。

第1 地方自治意識を高める運動の推進

地方自治の健全な発展は、地域住民の高い自治意識と積極的な参加によってはじめて実現される。このため地域住民に地方行政の「しくみ」と「はたらき」、地方団体の現状、今後のあり方などについて理解を求めると、地方自治に対する関心を高める活動を強力に推進するものとする。

社会の現状からみて困地住民に対する働きかけを強力に展開するものとする。

第2 青年層の積極的な投票参加運動の推進

青年層は明日の地方自治をひらく担い手である。これまでの選挙において投票参加の少なかった実績にかえりみ、青年層を対象とし、いろいろな機会をつくり、方法を講じて地方自治意識を高め投票総参加の実績を挙げる活動を積極的に推進するものとする。

第3 きれいな選挙の推進

(1) 選挙のルールなどの周知

自由にできる選挙運動と、規制された選挙運動とを住民に周知するように推進するものとする。この場合、住民が選挙を行うものであるので、選挙はこわいものだと萎縮しないように配慮するものとする。

(2) 金のかからない選挙の推進

議員、立候補予定者に金を使わせないようにするなど、選挙に金のかからないようにする運動を推進するものとする。

(3) 自主投票を確保する運動

何ものにも拘束されないうで、自主的な判断で投票されることが選挙の生命である。これを妨げる因習などを排除する運動を推進するものとする。

第4 運動の推進方法

(1) 都道府県、六大市および市区町村選挙管理委員会においては、関係行政機関、明るく正しい選挙推進協議会、青年団、婦人会などの関係機関および各種民間団体と密接な協力提携のもとに、この運動を全国的に展開するものとする。このために都道府県、六大市においては「明るく正しい統一地方選挙推進本部」の設置を考慮するものとする。

(2) 明るく正しい選挙推進協議会においては、関係行政機関および各種民間団体と密接な提携のもとに、民間団体としての特性を生かし、実効のある実践活動ができるよう、実状に応じ組織の整備をも行うようにするものとする。

(3) この運動の事業のうちできるだけ報道機関の共催、後援、協賛を依頼するほか、各種の必要な資料、情報などの提供を積極的に行ない、その協力を得るよう努めるものとする。

備考

この運動の効果を挙げるため具体的な方法は、実施細目（別添）を参考とするものとする。

昭和45年11月20日

都道府県選挙管理委員会連合会 六大市選挙管理委員会連合会
全国市区選挙管理委員連合会 (財)公明選挙連盟
(財)明るく正しい選挙推進全国協議会

明るく正しい統一地方選挙運動実践細目

＝70年代の自治をひらくために＝

(参考資料)

明るく正しい統一地方選挙の推進運動をすすめるに当っては、その基本を「運動要綱」におくが、この運動の効果をあげるため、地域の実情を十分考慮しながら、以下の事項を参考に実施をはかるものとする。

第1 地方自治意識を高める運動の推進

- (1) 地方自治の「しくみ」と「はたらき」を住民に理解してもらうために「話し合い」「学習」などを活発に行うこと。これによって住民が自分の都道府県、市区町村のおかれている現状今後の在り方の認識を深め、地域の担い手としてお理事者、議員に適格者を選ぶ眼を培うようにすること。
- (2) いろいろの学習、講座、座談会、講演会、討論会またはパンフレット、広報紙などを通じて情報や判断の資料をできるだけ提供するようにすること。
- (3) ラジオ、テレビ、新聞、有線放送などの報道機関に対し、すすんで情報を提供するなどし、場合によっては事業の共同主催または後援、協賛を依頼するなど協力を求めるようにすること。
- (4) 団地および新興住宅地（人口集中地域を指す）の住民を対象に、その自治会などと連絡し、生活に関心の深い問題を捉え、資料の配布とか集会などによって、地方自治意識を高めるように呼びかけること。また常にアンケート調査などを行うようにすること。
- (5) 都道府県、市区町村の選管、推進協議会が知事、市区町村部局、教育委員会と協調のもとに各種団体に呼びかけ地方自治に関する学習や話し合いをすすめるようにすること。
- (6) 婦人会、青年団、老人クラブ、その他産業経済団体に働きかけ、この運動の実践に関する協力体制を整え推進を図るようにすること。
- (7) 状況によっては「政党に聞く会」を開いて住民に地域の身近かな問題に対する政策、方針を知る機会をつくるようにすること。
- (8) 前各号の推進に併せ選挙のあとまでも選んだ人の活動を見守ることの大切なことを、呼びかけるようにすること。

第2 青年層の積極的な投票参加運動の推進

- (1) 青年層を対象に、地方自治についての学習や講座を開催するほか資料の提供や意識調査などを行うようにすること。
- (2) 青年議会の育成強化によって、地方自治意識の増進をはかるようにすること。
- (3) 企業の協力を求め、職場内で研究討論会、政治学習などを開くようにすること。
- (4) この年代は特に住所異動が激しいので、住民登録や不在者投票の制度を周知させ、その利用の徹底をはかるようにすること。

第3 きれいな選挙の推進

- (1) 学習や話し合いの機会に選挙のルールなどの周知をはかるとともに資料の提供などを行うようにすること。
- (2) 候補者が選挙のルールを守るよう有効な方法を講ずるようにすること。
- (3) 自主的な投票を妨げるような非民主的な推薦をやめるようにすること。
- (4) 選挙事務所における半ば強制（求められて応じないと誤解されるので出向かざるを得なくなるような）された婦人の茶汲み、炊き出しをやめるようにすること。
- (5) 金のかからないきれいな選挙の実現を目標に「おくらない」「もらわない」「もとめない」趣旨のもとに下記事項を実施するようにすること。

イ 議員や立候補予定者に金を使わせないため諸会合の際の飲食、土産、旅行などをやめるようにすること。

ロ 特に年末年始などの諸会合、諸行事、または冠婚葬祭などに当り、議員、立候補予定者からの寄附（祝儀、花輪、香典、酒など）を辞退するようにすること。

ハ 選挙事務所においては違法な飲食や陣中見舞の酒などをやめるようにすること。

第4 運動の推進方法

- (1) 都道府県、六都市においては、中央の「明るく正しい統一地方選挙推進本部」にならって「地方本部」を設けるようにし、選管、検察、警察、推進協議会（市町村代表も含む）、各種団体代表、報道関係などを構成員に考慮するようにすること。
- (2) 都道府県、六都市、市区町村の議会において、明るく正しい選挙の宣言がなされるような働きかけを行うようにすること。
- (3) 数か市区町村を連合した広域組織をつくり、一市区町村では差し障りのある実践項目を決めたり、また広報紙を発行したり、研究討論会を開くなどの事業を行うようにすること。
- (4) 実践活動を効果的に推進するため市区町村においては、小学校の学区、部落、町内、団地などを単位とした組織をつくることを検討するようにすること。
- (5) 小区域毎にリーダー（助言者、話題提供者）の養成に努めるようにすること。
- (6) 白バラ会、友の会などのグループの育成強化をはかるようにすること。

12 福岡県の戦後における各種選挙に関する調

(1) 衆議院議員選挙

回数	選挙当日有権者数			投票者数		
	男	女	計	男	女	計
21. 4. 10 第 22 回			1,442,785			1,126,623
22. 4. 25 第 23 回	792,037	843,528	1,635,565	595,759	554,785	1,150,544
24. 1. 23 第 24 回	825,986	889,839	1,715,825	677,242	641,518	1,318,760
27. 10. 1 第 25 回	948,875	1,024,263	1,973,138	762,029	766,982	1,529,011
28. 4. 19 第 26 回	963,163	1,039,977	2,003,140	747,221	740,285	1,487,506
30. 2. 27 第 27 回	998,186	1,089,055	2,087,241	770,708	763,976	1,534,684
33. 5. 22 第 28 回	1,039,184	1,144,442	2,183,626	828,908	873,769	1,702,677
35. 11. 20 第 29 回	1,088,904	1,204,944	2,293,848	795,327	842,856	1,638,183
38. 11. 21 第 30 回	1,123,354	1,271,932	2,395,286	787,494	877,951	1,665,445
42. 1. 29 第 31 回	1,170,855	1,339,841	2,510,696	887,387	1,002,228	1,889,615
44. 12. 27 第 32 回	1,312,817	1,488,273	2,801,090	893,907	1,044,778	1,938,685

(2) 参議院議員選挙

回数	選挙当日有権者数			投票者数		
	男	女	計	男	女	計
22. 4. 20 第 1 回	792,615	843,919	1,636,534	地全 565,426 565,443	518,206 518,208	1,083,632 1,083,651
25. 6. 4 第 2 回	872,027	931,792	1,803,819	地全 660,712 660,708	606,880 606,853	1,267,592 1,267,561
28. 4. 24 第 3 回	962,219	1,038,948	2,001,167	地全 641,462 641,403	618,148 618,087	1,259,610 1,259,490
31. 7. 8 第 4 回	1,002,349	1,100,666	2,103,015	地全 643,174 643,108	615,079 615,006	1,258,253 1,258,114
34. 6. 2 第 5 回	1,091,996	1,201,946	2,293,942	地全 671,124 671,019	668,046 667,932	1,339,170 1,338,951
37. 7. 1 第 6 回	1,093,311	1,231,676	2,324,987	地全 741,947 741,815	796,821 796,627	1,538,768 1,538,442
40. 7. 4 第 7 回	1,129,252	1,291,119	2,420,371	地全 736,084 735,985	813,976 913,900	1,550,060 1,548,885
43. 7. 7 第 8 回	1,213,245	1,388,031	2,601,276	地全 836,670 836,537	965,601 965,479	1,802,271 1,802,016

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
		78.09		78.52	66.97	72.08	11.55
75.22	65.77	70.35	9.45	74.87	61.60	67.95	13.27
81.99	72.09	76.86	9.90	80.74	67.95	74.04	12.79
80.30	74.89	77.49	5.41	80.46	72.76	76.43	7.70
77.58	71.18	74.26	6.40	78.35	70.44	74.22	7.91
77.20	70.14	73.52	7.06	79.95	72.06	75.84	7.89
79.77	76.35	77.97	3.42	79.79	74.42	76.99	5.37
73.04	69.95	71.42	3.09	76.00	71.23	73.51	4.77
70.10	69.02	69.53	1.08	72.36	70.02	71.14	2.34
75.79	74.80	75.26	0.99	74.76	73.28	73.99	1.48
68.09	70.20	69.21	△ 2.11	67.85	69.12	68.51	△ 1.27

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
71.34	61.40	66.22	9.94	68.60	54.24	61.12	14.36
71.34	61.40	66.22	9.94	68.44	54.03	60.93	14.10
75.77	65.13	70.27	12.64	78.16	66.74	72.19	11.42
75.77	65.13	70.27	10.64	78.16	66.74	72.19	11.42
66.67	59.50	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
66.66	59.49	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
64.17	55.88	59.83	8.29	66.89	57.73	62.11	9.16
64.16	55.88	59.82	8.28	66.88	57.73	62.10	9.16
61.46	55.58	58.38	5.88	62.57	55.24	58.75	7.33
61.45	55.57	58.37	5.88	62.56	55.24	58.74	7.32
67.86	64.69	66.18	3.17	70.08	66.51	68.22	3.57
67.85	64.67	66.17	3.18	70.08	66.51	68.21	3.57
65.18	63.04	64.04	2.14	67.97	66.14	67.01	1.83
65.17	63.04	64.04	2.13	67.97	66.13	67.01	1.84
68.96	69.57	69.28	△ 0.61	68.89	68.98	68.94	△ 0.09
68.95	69.56	69.27	△ 0.61	68.89	68.97	68.93	△ 0.08

(3) 県知事選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
22. 第1回	4. 5	764,175	808,668	1,572,843	594,387	579,188	1,173,575
26. 第2回	4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,905	747,761	1,477,666
30. 第3回	4. 23	989,194	1,082,441	2,071,625	750,515	785,930	1,536,445
34. 第4回	4. 23	1,060,536	1,170,973	2,231,509	862,258	936,196	1,798,454
38. 第5回	4. 17	1,093,265	1,241,888	2,355,153	819,566	934,561	1,754,127
42. 第6回	4. 15	1,155,425	1,324,175	2,479,600	852,980	989,947	1,842,927
46. 第7回	4. 11	1,264,137	1,445,290	2,709,427	954,440	1,124,091	2,078,531

(4) 県議会議員選挙

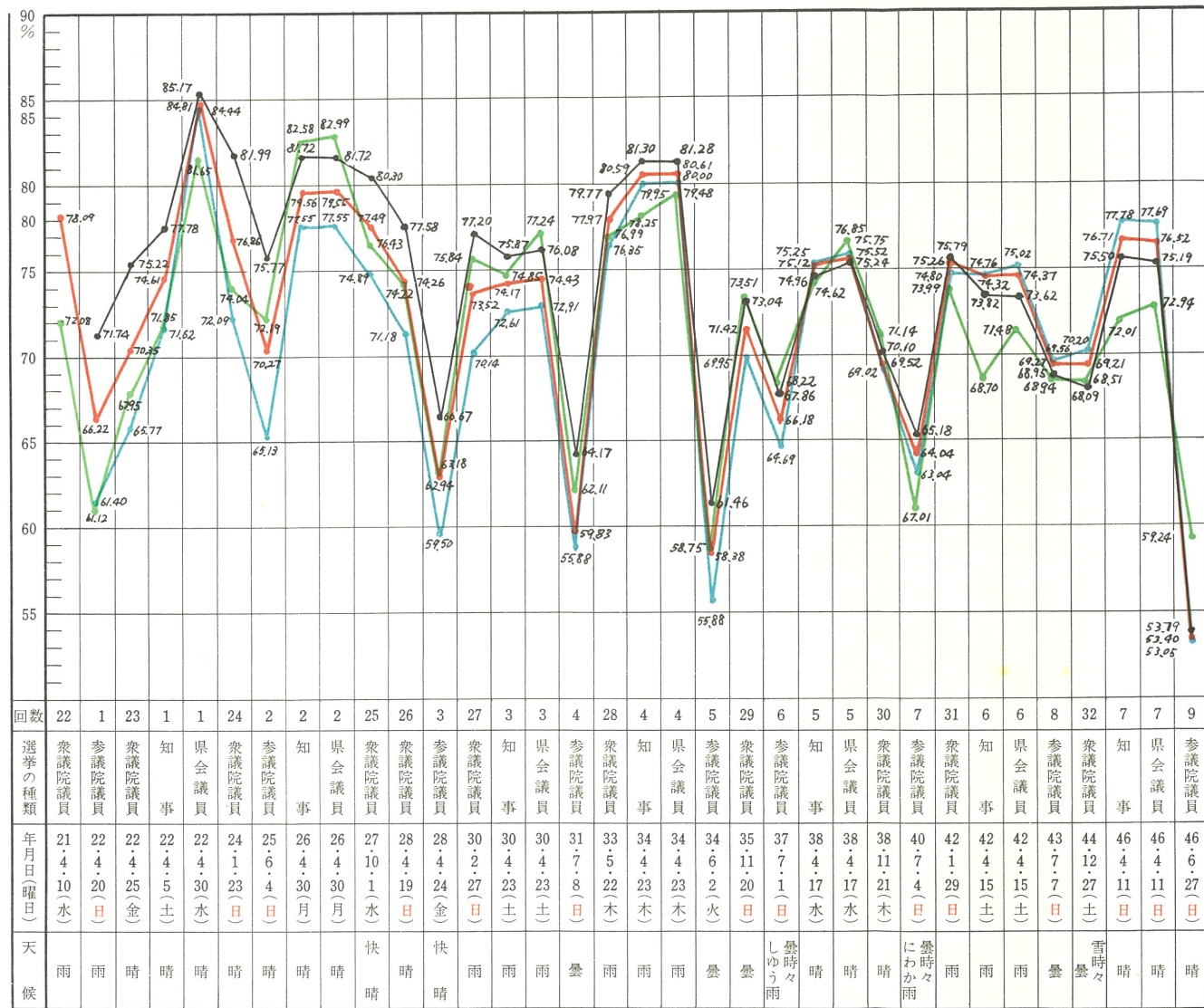
回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
22. 第1回	4. 5	772,496	816,286	1,588,782	658,049	689,344	1,347,393
26. 第2回	4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,887	747,738	1,477,625
30. 第3回	4. 23	977,072	1,068,258	2,045,330	743,384	778,873	1,522,257
34. 第4回	4. 23	(18,969) 1,041,567	(20,553) 1,150,420	(39,522) 2,191,987	846,580	920,349	1,766,929
38. 第5回	4. 17	(63,376) 1,029,889	(71,954) 1,169,934	(135,330) 2,199,823	774,931	886,280	1,661,211
42. 第6回	4. 15	(134,491) 1,020,934	(159,417) 1,164,758	(293,908) 2,185,692	751,659	873,753	1,625,412
46. 第7回	4. 11	(103,389) 1,160,680	(121,647) 1,323,562	(225,036) 2,484,242	872,676	1,028,294	1,900,970

- (注) 1. () 書は無投票選挙区の外書であって、投票率から除外している。
2. 補欠選挙にかかるものは除いた。

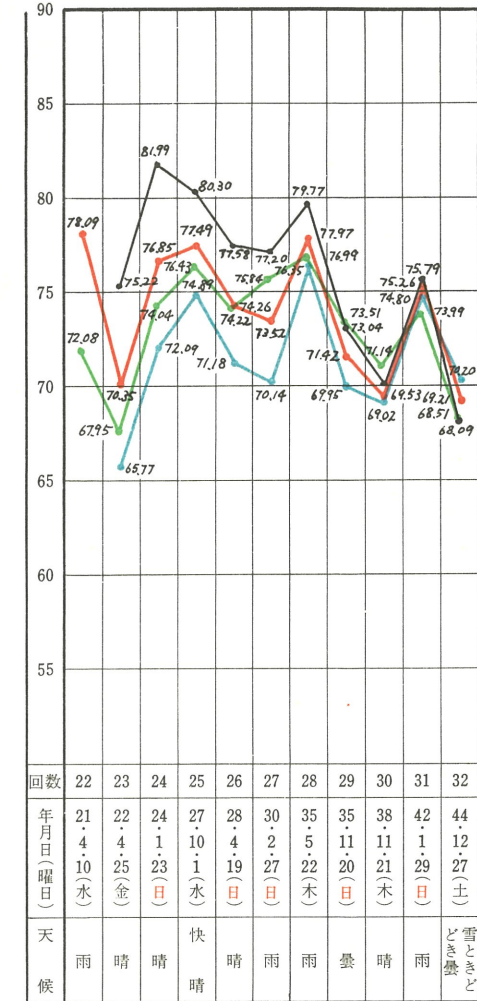
投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
77.78	71.62	74.61	6.16	77.69	66.50	71.85	11.19
81.72	77.55	79.56	4.17	84.49	80.85	82.58	3.64
75.87	72.61	74.17	3.26	76.93	72.91	74.85	4.02
81.30	79.95	80.59	1.35	79.40	77.17	78.25	2.23
74.96	75.25	75.12	△ 0.29	74.56	74.67	74.62	△ 0.11
73.82	74.76	74.32	△ 0.94	67.81	69.53	68.70	△ 1.72
75.50	77.78	76.71	△ 2.28	70.73	73.24	72.01	△ 2.51

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
85.18	84.44	84.81	0.74	83.36	80.07	81.65	3.29
81.72	77.55	79.55	4.17	84.89	81.26	82.99	3.63
76.08	72.91	74.43	3.17	79.07	75.56	77.24	3.51
81.28	80.00	80.61	1.28	80.43	78.61	79.48	1.82
75.24	75.75	75.52	△ 0.51	76.70	76.99	76.85	△ 0.29
73.62	75.02	74.37	△ 1.40	70.72	72.17	71.48	△ 1.45
75.19	77.69	76.52	△ 2.50	71.80	73.99	72.94	△ 2.19

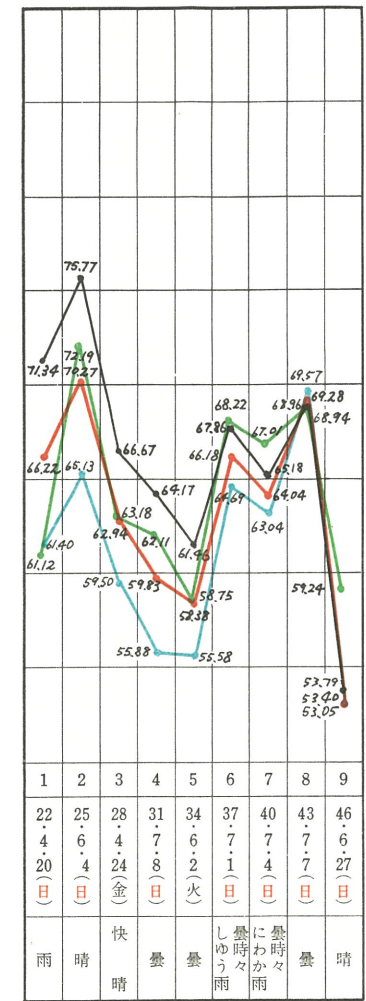
投票率の推移



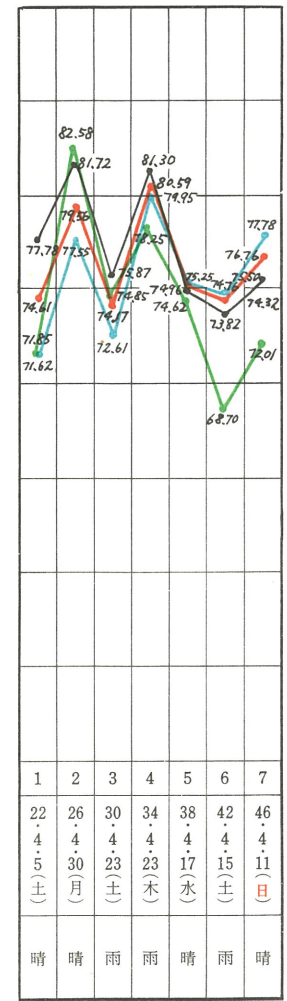
衆議院議員選挙



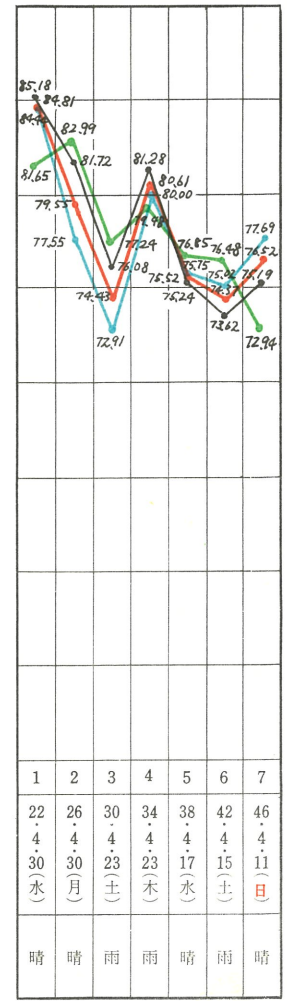
参議院議員選挙



知事選挙



県議会議員選挙



- 各グラフをみる時の注意
1. 図中——は福岡県男子、——は同女子、——は同平均、——は全国男女平均を示す。
 2. 図に表わした各種選挙には再選挙補欠選挙等は含んでいない。
 3. 参議院議員選挙の投票率は地方区選出議員選挙の投票率である。
 4. 県議会議員選挙で無投票当選となった地方区は含んでいない。
 5. 知事、県議会議員選挙の全国男女平均は、統一地方選挙の際におけるものである。
 6. 選挙当日の天候は福岡市における6:00から18:00までのものである。
 7. 昭和21年4月10日第22回衆議院議員選挙の男女別投票率は資料不足のため記入していない。